

点検していますか？

住宅用火災警報器

火災のときにきちんと作動するよう点検やお手入れを行いましょ。 ※平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

住宅用火災警報器の点検をしてみましょう

※「引きひもをひく」あるいは「ボタンを押す」ことで確認できます。



天井などに設置されている住警器のお手入れや点検は、高い所での作業となりますので、安定した足場を確保するなど、転倒や落下に十分気を付けて行う必要があります。

「ひとりでは難しい」と感じる方は、家族や地域の方への協力を呼びかけましょ。

作動点検時に音が鳴らないときは、電池切れや故障している場合が考えられます。



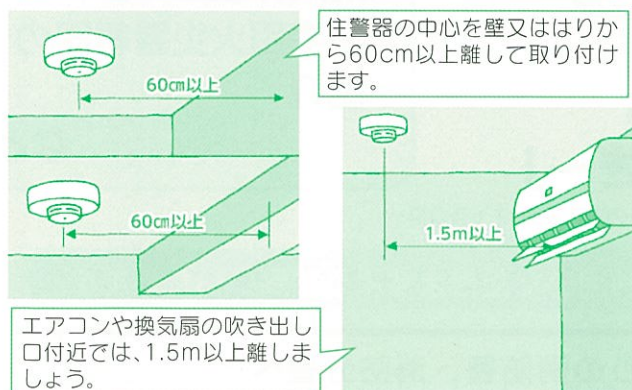
設置した時期を確認しましょ

概ね10年を目安に、新しい住宅用火災警報器に交換しましょ。

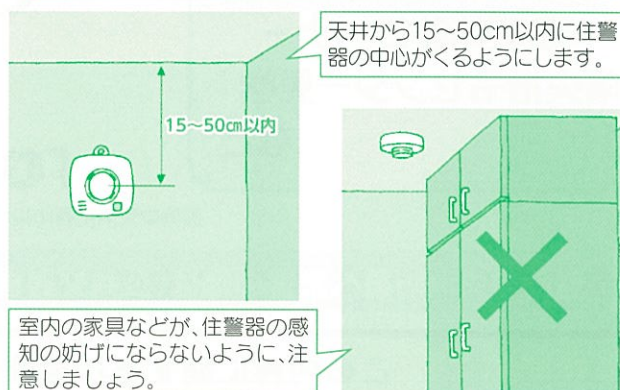
住宅用火災警報器を設置や交換するときは、取付け場所に注意しましょ

設置義務があるのは、「寝室」と1階以外に寝室がある場合の「階段」です。

天井に取り付けるとき



壁に取り付けるとき



イラスト提供：財団法人日本防火・防災協会

■住宅用火災警報器の設置(交換)後は、届出書の提出を願ひします。

届出書は、住宅用火災警報器の設置状況を把握するとともに、製品事故等が発生した場合など、届出者への連絡にも活用することができるものです。

提出していただいた届出書は、その住宅等を管轄する消防署、消防分署、消防出張所において保管し、消防機関以外の第三者に個人情報(住宅、氏名、電話番号等)が提供されることはありませんので、ご理解とご協力をお願いしましょ。

なお、届出書は盛岡消防本部のホームページからもダウンロードできます。